

バイオ後続品使用体制加算にかかる掲示について

当院では、厚生労働省の方針に基づき、医療の質の維持向上及び患者様の医療費負担の軽減を図るため、バイオ後続品（バイオシミラー）の使用を積極的に推進しています。

○バイオ後続品とは、先行バイオ医薬品と同等の品質・有効性・安全性が確認された医薬品です。

○当院では、医薬品の供給状況等を踏まえながら、医師が適切と判断した場合には、患者様にご説明の上、バイオ後続品を使用することがあります。ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

2026 年 6 月 1 日

井原市立井原市民病院